選挙公約と公約違反の政治倫理学

松 元 雅 和

諸君の代表は諸君に対して、単に彼の精励のみならず彼の判断力を役立 てる義務を負うている。したがって彼がこれを諸君の見解のために犠牲に 供する場合には、彼は諸君に奉仕するのではなく、逆に諸君を裏切る結果 となろう。(Burke 1996: 69/164)

- 1 非合理的投票と公約違反
- 2 公約違反の政治倫理学
- 3 回避可能なジレンマ
- 4 回避困難なジレンマ
- 5 事例研究

自由貿易への攻撃と保護主義の訴えは、とりわけ近年政治家の選挙公約の常 套句になっている。いわく、外国との自由貿易は、国内産業を衰退させ、雇用 を喪失させている。安価な外国製品が流入して自国製品を駆逐し、市場を乗っ 取っている。外国は、貿易収支の黒字によって自国の富を搾取している。2016 年、米国で D・トランプが TPP 離脱や NAFTA 再交渉を掲げて大統領に当選 したことや、英国で英国独立党の伸張を受け、EU 離脱の是非を問う国民投票 が実施され、賛成多数で離脱が決定されたことは、こうした事例の最たるもの であろう。 問題は、保護主義が国民の利益になるという訴えが、経済学の基本原則によって否定されていることである(Caplan 2007: ch. 2)。通商政策の経済学的基本は、国際的な自由競争市場が、比較優位の法則に従い、貿易両国に対して相互利益をもたらすというモデルである。それゆえ、国内市場を開放し、産業集約性を高めることが、結局は自国の利益を最大化する誘因となる。確かにその過程で、特定産業が衰退し、一時的・摩擦的失業も生じるかもしれない。しかし経済学的に見れば、それらは結局生産転換を通じた経済最適化に至るための一過程である。

「リカードの比較優位説……は、論理的に正しいということは、数学者の前では、議論する必要はない」とすら言われる一方で(Samuelson 1972: 683/357)、自由貿易と保護主義の選択は決して二律背反的ではない¹。またそもそも、経済学的に正しいとされる結論が、政治学的・倫理学的に望ましいとも限らない。ともあれ、本稿では選挙公約とその違反がもつ政治倫理学的含意に注力するため、自由貿易の推進が生産性の向上を通じて各国に相互利益をもたらすという経済学の基本原則を、検証の対象ではなく議論の前提としておきたい。

このように、保護主義は、一方で経済学的には非合理的と思われるにもかかわらず、他方で政治の世界では大きな支持を集めやすい。なぜこうしたギャップが生じるのか。標準的な説明によれば、その主要因は民主主義の機能不全にある(石川・椋・菊地 2013:7章;椋 2020:6章)。すなわち、自由貿易の恩恵は国民一般に広く薄く享受されるのに対して、保護主義の恩恵は特定業界に狭く深く享受されるため、いわゆる集合行為問題が生じ、後者の声が過大に反映されるようになる。有権者の保護主義的傾向は、あくまでも一部少数派の特殊利益の反映にすぎないというわけだ。

ただし、トランプを大統領に押し上げたポピュリズムの時代にあっては、有権者の生の声を遍く反映することで、問題が自ずと解決されるとは必ずしも言えなさそうである。有権者の合理性に関する近年の実証研究によれば、経済学の基本原則と有権者の政策選好のあいだにギャップが生じる理由は、端的に有権者が非合理的に振る舞っているからである。B・カプランは、有権者の多く

が経済政策に関する誤った信念を系統的バイアスとして保持していると指摘する。有権者はこうした信念に基づいて、進んで非合理的投票を行っているというのだ (Caplan 2007: ch. 5)。

有権者が非合理的投票を行いやすい状況において、政治家はどうすべきか。本稿で検討の俎上に載せる方策は公約違反である。例えばB・オバマは、一連の金融危機に見舞われていた2008年の大統領選時、民主党の支持基盤である労働者層を意識しつつ、NAFTAに象徴される自由貿易体制の見直しを政権公約に掲げた。しかし当選後、彼は立場を変化させる。連邦議会が掲げた「バイアメリカン条項」を批判して反保護主義的姿勢を打ち出し、その後の政策選択では二国間 FTA や TPP の推進など、むしろ自由貿易体制へのコミットメントを明確にしたのである。

問題は、公約違反が民主主義の原則に明白に違反しているように思われることである。一方で、政治家が民主主義の原則に従い、民意を最大限に尊重すれば、それは有権者自身にとって悪い結果をもたらす。他方で、政治家が選挙公約において非合理的政策を掲げ、当選後にその政策を反故にするならば、それは有権者自身にとって良い結果をもたらす。ここには理想と現実の乖離がある。私たちは「人民による統治」が「人民のための統治」に直結するという民主主義の理想を再考しなければならない。

公約を破った政治家は、称賛されるべきであろうか、それとも非難されるべきであろうか。筆者の考えでは、公約違反は忠実性の侵害として倫理的に非難されるべきである一方で、投票行動に関する実証研究は、この倫理的ジレンマをそれほど心配する必要がないことを示している。ただし、有権者の非合理的投票は、政治家の公約違反について別のジレンマを生み出す。本稿では、公約違反が倫理的に非難される理由を分析し、政治的文脈におけるその効力を確かめる。筆者が辿りつく結論は、政治家の公約違反を一方で許容せざるをえず、他方で批判せざるをえないという意味で両義的なものになるであろう。

従来の政治倫理学研究において,政治的嘘については,いわゆる「汚れた手」問題の一環として,絶対主義的に批判する立場,実用主義的に擁護する立

場など、その規範的是非が問われてきた (Cliffe et al. 2000: chs. 1-2; Coady 2008: ch. 5)。その一方で、約束違反に関する規範研究は、その大半が個人的文脈に関するものであり、選挙や代表といった政治的文脈に関して注目を集めてきたとは言えない。先行研究と比較した本稿の新規性は、第2節で述べるように、嘘とは別個のカテゴリーとして公約違反を設定し、その規範的是非を検討するところにある。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、合理的非合理性について概観し、それが政治家に公約違反を迫る状況を記述する。第2節では、政治家の公約違反を倫理的に非難する自律性、真実性の原理を紹介し、その妥当性を退ける。第3節では、忠実性の侵害が、公約違反のもっとも憂慮すべき事態であることを指摘し、にもかかわらず、代議制民主主義の特徴を考慮に入れるならば、公約違反は許容されうると論じる。第4節では、合理的非合理性が突きつける新たなジレンマを導出する。最後に第5節では、オバマ政権の通商政策を事例としながら、公約違反とその帰結から含意されることを検討する。

1 非合理的投票と公約違反

一般市民の信念や選好における「非合理性」は、近年の社会科学における主要キーワードである。1990年代以降発展を遂げている行動経済学の知見は、人々の経済行動が必ずしも期待効用を最大化しているわけではないこと、ヒューリスティックや系統的バイアスによって大きな影響を受けていることなどを明らかにしてきた。こうした研究の進展を受けて、人々の政治行動を経済学的モデルを通じて説明する合理的選択理論も大きな修正を迫られている。そのひとつが、有権者は進んで非合理的投票を行っているという合理的非合理性である。

合理的非合理性

なぜ有権者は非合理的投票を行うのか。それは有権者が投じる1票が政策決

定に及ぼす影響が、無に等しいほど小さいからである。選挙結果への影響の低さから、個々の有権者はしばしば、真実の追求よりも誤った信念、すなわち系統的バイアスに従うことによる心理的満足を求めて投票する。例えば、自由貿易は国内産業を衰退させ、雇用を喪失させている、外国企業が自国民の富を搾取している、移民が犯罪を助長するといった主張は、その真偽にかかわらず、人々の注目と支持を集めやすい。こうして、有権者の投票は政策の選択としてよりも信念の表出として用いられるようになるのだ(Caplan 2007: 137-40/260-6)。

もちろん,何が「非合理的」かに関して,必ずしも確定的な答えがないことは事実である。例えば,たとえ経済が縮小したとしても,外国製品を排除し,自給自足のもとで伝統生活を維持したいという選好は,自由貿易の恩恵と比べて非合理的だと断言できるであろうか。ともあれここでは,「合理的」を「所与の目的に適う」という目的合理的意味で捉えておこう。例えば,有権者が生産性の向上による総雇用の改善を望み,かつ自由貿易よりも保護主義がその目標に資すると信じているのであれば,それは先述した前提により,経済学の基本原則に照らして非合理的な選好である。

加えて、何が「合理的」かに関して、必ずしも確定的な答えがないことも事実である。通商政策については経済学における比較優位の法則が助けになるかもしれない。選挙制度については政治学におけるデュヴェルジェの法則が助けになるかもしれない。対外政策については国際関係論における民主的平和論が

助けになるかもしれない。対照的に、銃規制や妊娠中絶、同性婚の是非について、はたして専門的知見がどれほど頼りになるであろうか。客観的合理性の程度は個々の政策課題に応じて異なる。そこで、本稿の射程もまた、通商政策という特定の政策課題に限定することにしたい。

合理的非合理性の発見を受けて、既存の政治制度に対する様々な改善案が提案されている。カプラン自身は、私的選好により大きな比重を与えることで、民主的決定を非政治化するという経済学的解決法を提案する(Caplan 2007: ch. 8)。I・ソミンは、小さな中央政府と地方分権化を通じて「足による投票」の比重を高めることを提案する(Somin 2013)。J・ブレナンは、知的エリートに拒否権を付与するなどのエピストクラシー(賢人政治)を提案し、その規範的妥当性を吟味している(Brennan 2016)。これらは総じて、今日の民主主義的実践の戦線縮小を唱えるものである。

しかしそこでは、一部で示唆されつつも(Caplan 2007: 166-9/314-9)、規範的に十分に展開されていない別の可能性がある。すなわち、政治家が有権者との公約を破るという選択肢である。選挙戦時に、政治家は有権者が好みそうな非合理的選択を提示し、支持を集めるが、当選後に、有権者の利益を損なうという理由で、その選択を反故にする。これは、非合理的投票であっても政治過程から排除しないという意味で、民主主義に内在する選択肢である。合理的非合理性を踏まえながらも、どこまで民主主義の内部で応答可能かを規範的に考えることが本稿の課題である。

生命医療倫理学からの示唆

本稿が検討する公約違反とは、政治家が選挙時に訴えた政策 p を、選挙後に実行しないことである。例えば、選挙時に自由貿易の破棄と保護主義を訴え、選挙後に自由貿易を推進するならば、その政治家は公約違反を犯したことになる。公約違反の指標は、選挙時に政治家が述べた言明と選挙後に生じた事実のあいだで乖離が生じていることにある。すなわち、「私は当選後に p を採用します」という選挙時の約束言明は、選挙後の政治家の実際の選択 q と符合し

ない。これは、嘘や秘密、操作といった、相手に対して誤った信念を抱かせる 欺瞞に似た倫理的疑問を惹起する。

非合理的投票に対する公約違反は規範的にどのように評価できるであろうか。ここで置かれた政治家の状況は、生命医療倫理学において描かれる医者の状況と類似しているように見える。政治家と同様に、医者――のみならず、看護師、助産師、薬剤師といった医療従事者も――はときに、無知、恐怖、情緒不安定などに由来する患者の非合理的選好に直面する。患者が専門的見地からは非合理的な意見に固執している場合、それは患者自身を傷つけることになる。医療選択において、患者自身が望むことと患者のためになることのあいだに乖離が生じる場合、医者はどちらかを優先してどちらかを犠牲にせざるをえない。

伝統的な生命医療倫理学では、患者に対して善行をなせというヒポクラテスの倫理が支配的であった。それに従えば、患者にとって最善の結果をもたらす行為は、たとえ本人の意思に反しても、それが本人のためになるかぎり、疑問の余地なく許されるどころか、積極的に要求されることになる。しかし近年では、こうした伝統的な規範原理と並んで、自律性、真実性、忠実性といった人格尊重原理が新たに付け加えられている(Beauchamp and Childress 2001: chs. 3, 7; Veatch 2003: ch. 5)。

本稿では、市民あるいは患者の非合理的選好に直面する政治家と医者が、本人に代わって本人のために働くという代理人の職業倫理上類似した状況に置かれていることに注目する。すると、政治家が服すべき政治倫理のあり方を考えるうえでも、生命医療倫理学において蓄積されてきた概念や知見を参考にすることができるであろう。次節以降では、生命医療倫理学において新たに重視されつつある3つの人格尊重原理と照らし合わせながら、公約を破る政治家に対して向けられうる倫理的非難とその妥当性を検討したい。

2 公約違反の政治倫理学

ヒポクラテスの倫理がそうであったように、代理人が本人のために善行をな

せという観念は強力である。仮定により、政治家は公約を破らないかぎり合理的な政策を追求することができない。政治家は職業倫理の一環として、有権者のために最善を尽くす義務を負っている。この場合、挙証責任はむしろ公約違反を非難する側にあるように思われる。以下では順次、公約違反に向けられる倫理的非難を自律性、真実性、忠実性の観点から検証する。そもそも公約違反は、一体どのような理由で不正と見なされるのであろうか。

自律性からの議論

公約違反に向けられる第一の批判は、それが自律性を侵害するということである。自律性とは選択する能力のこと、すなわち、豊富に存在する選択肢のなかから、自らの生の目標と方向性を自分自身の意思によって決断する能力のことである。その決定が私たち自身によって直接的・間接的に下された決定であるからこそ、私たちはそれを、正しい決定かどうかはともかく、正統な決定として理解し、それに服することができる。その意味で民主主義は、「自分のことは自分で決める」という自己決定の自由を各人に保障することの一部なのである(Cohen 1971: ch. 16)。

この観点からは、有権者の投票が合理的であるとか非合理的であるとかと外野が言い立てること自体、不適切に見えるかもしれない。政策や政権を選択するために1票を投じることは、主権者である有権者にとってまたとない自己決定の機会である。たとえ一見して合理的ではない選択であったとしても、それを尊重しないことは、結局有権者に自己決定の能力も資格もないと認めているに等しい。これは、J・S・ミルが「愚行権」として定式化した問題である。民主主義社会における有権者は、自律的人格として、間違える権利すらもっているというのだ。

しかしながら、こうした問題設定は誤解を招く。政治的決定は集合的意思決定という点で、個人の自律性を重視する文脈とは異なっているからである。政治的決定の影響は、本人を超えて社会全体に広がりうる。政治的選好として非合理的選好を抱くことのような

純粋に自己関連的な行為ではない。有権者が誤った信念から保護主義に1票を投じたとしよう。その結果保護主義が採用されれば、それは保護主義に反対していた人々の生活をも一変させる。政治の世界において、私たちの1票はたとえ影響力が小さくとも無実ではない(Brennan 2016: 8-10; Somin 2013: 4-7/4-8)。

それゆえ、個人的文脈において自律性への訴えがどれほど論証的説得力をもとうとも、政治的文脈においては役立たない。非合理的投票がもたらす結果によって被害を受けるのは、本人というよりも他人である。たとえ自律的個人であっても、他人に危害を加える権利は存在しない。それゆえ、政治的決定において愚行権を説くのは筋違いである。これは自律性の侵害が利益よりも危害を多くもたらすという功利主義的議論ではない。そうではなく、有権者は、心理的満足のためにあえて非合理的な政策を選び、自分ならびに他の有権者に危害を与える請求権をそもそももっていないということである。

真実性からの議論

第二の批判は、公約違反を嘘の一種として糾弾する見方である。真実性、すなわち真実を語る義務もまた、人格尊重の一側面として考えられる。嘘とは真でないことを真であると信じさせようとする意図的言明のことであり、この義務に対する直接の違反である。とりわけ、嘘をつくことは、秘密や操作といった他の欺瞞的行動よりも倫理的非難の度合いが高い。なぜなら、消極的事実の証明を伴うがゆえに、嘘の反証は事実の反証と比べて、聞き手により重い負担を負わせるからである。真実性を尊重することは、こうした取引費用を低減する社会的共同生活の基礎として不可欠である(Bok 1978: ch. 2)。

社会的共同生活の一種である政治的文脈においても、真実性の義務は明白である。国会の証人喚問では、証人は良心に従って真実を述べなければならず、虚偽の陳述をした場合には偽証罪に問われる(議院証言法3条2項、8条)。さて、公約を破った政治家もまた、偽証罪に問われるべきであろうか。ここでは公約違反が嘘であるかどうかについて、慎重に論じる必要がある。確かに公約違反は欺瞞に似た倫理的疑問を伴い、そうである以上、嘘と同様の倫理的非難を受

ける一見した理由がある。だからこそ私たちは、選挙公約が果たされないとき、 それに憤るのである。しかしながら、公約違反と嘘には以下の意味で、重要な 構造的違いもある。

先述したように、公約違反とは、政治家が選挙時に訴えた政策 p と政治家の実際の選択 q のあいだで乖離が生じることである。嘘は虚偽の事実を真であると言明することであるから、嘘においても、公約違反と同様に事実と言明のあいだで乖離が生じている。しかし厳密に言えば、公約違反においては真偽が未定の言明が存在し、事実がそれを反映しないのに対して、嘘においては真偽が確定しうる事実が存在し、言明がそれを反映しないという点で、両者の生起の順序が異なる。公約違反は現在 t_0 の言明に反する選択を将来 t_1 に行うことである。約束それ自体は t_1 の事実について予測的に記述する言明であり、その真偽は t_0 において未定である(Searle 1969: 57/103)。

例えば、政治家が「保護主義は生産性の向上により総雇用を改善する」と主張するなら、それは経済学の基本原則に照らせば選挙時 t_0 においてもすでに偽の言明である。それに対して、政治家が「私は当選後に保護主義を採用します」と主張するなら、その真偽は選挙後 t_1 にはじめて決定される言明であり、 t_0 では嘘でも実でもない。もし政治家が、採用するつもりがないのに「『私は当選後に保護主義を採用します』という主張は本心です」と述べるなら、その言明は事実に反しており、嘘である。しかしそもそも、これは政治家 t_0 の内面に関する偽の言明であって、政治家 t_1 の選択に関する約束ではない。

それゆえ、私たちは嘘と公約違反を区別すべきである。公約違反は事実を生じさせる行為であって、事実を言明する行為ではない。公約違反そのものに嘘は含まれない。政治家の公約違反は言行不一致を犯しているかもしれないが、事実p をq と脚色しているわけではない。公約違反が倫理的に非難されるべきであるとしても、それは嘘としてではない。公約違反を目の当たりにして、私たちは政治家が真実を述べなかったことよりも、掲げた公約を守らなかったことに憤るのである。それは真実性の侵害というよりも、次に見る忠実性の侵害と見る方が正しい 2 。

3 回避可能なジレンマ

以上前節では、公約違反を非難する2種類の規範原理を取り上げ、そのどちらも根拠として不十分であることを指摘した。自律性や真実性の尊重がそれ自体としてどれだけ強力であるとしても、政治的文脈で公約違反を非難する論拠としては的外れである。本節では最後に、公約違反を忠実性の侵害として捉える見方を紹介しよう。ここで検討したいことは、第一に、公約違反はたとえ有権者自身のためであるとしても、忠実性の観点から非難されなければならないということ、しかし第二に、この一見したところの倫理的ジレンマは、政治的文脈においてそれほど問題とならない可能性があるということである。

忠実性からの議論

忠実性とは、「誓約や約束を履行し、合意事項を実行し、関係を維持し、信託の義務を履行し、良心的に行動する義務」のことである(Beauchamp and Childress 2001: 312/378)。忠実性の義務は、約束という行為それ自体に由来する。約束は約束者に対して、自発的に自らを縛る義務を生み出すのである。D・ヒュームによる問題提起以来、約束がどのような仕方で忠実性の義務を生み出すかについては数多くの哲学的論争がある³。本稿では、忠実性の義務一般の発生論的源泉を探ることはせず、政治的文脈において求められる忠実性の性質について考察を進めよう。

そもそも、政治家はなぜ有権者に対して約束という行為を行い、自らに忠実性の義務を課すのであろうか。代議制民主主義において、その重要性は明白である。なぜなら、政治家は有権者と約束を交わすことによってその信頼を得、その地位に就くからである。本人としての有権者は、代理人としての政治家に政治権力を信託し、本人が望み、本人のためになる政策を推進することを期待する。すなわち、社会契約説が古典的に定式化していたように、政治家と有権者は前者が与える約束と後者が与える信頼を通じて結ばれている。

約束は信頼を人為的に生み出すための一方策である。一方で約束者は、約束

によって、自分を信頼に足る人間であると示すことができる。他方で受約者は、約束によって、裏切られるという可能性を減じ、より約束者を当てにできるようになる。こうして、約束という行為は約束者に忠実性の義務を課し、代わりに受約者に信頼を生み出すのである(Baier 1986: 244-7; Kimel 2003: 14-20)。もし忠実性の義務がなければ、そもそも受約者は約束者を信頼せず、約束そのものが成り立たないであろう。それゆえ、忠実性の義務は信頼を生み出すための一側面として、約束という行為のなかに内在している。

ここに、公約違反の倫理的悪性がある。忠実性の義務がなければ、そもそも約束者は受約者と約束を交わせなかったであろう。政治家は、忠実性の義務を負うという前提においてのみ、有権者から信頼を得、約束を破ることができるようになる。この意味で、公約違反は約束が成り立つ前提を傷つけており、自壊的である。これは論理的意味でそうであるかもしれないし、経験的意味でそうであるかもしれない。いずれにしても、約束違反者は一種の社会的フリーライダーであり、約束という制度に寄生しつつもそれを搾取するがゆえに、忠実性の侵害として非難されなければならない⁴。

したがって、ここには以下のような倫理的ジレンマがある――政治家は善行を避けて忠実性を尊重するか、それとも善行をなして忠実性を侵害するか。善行の義務に背けば、本人の最善の利益を追求するという代理人の職業倫理に反するし、忠実性の義務に背けば、代理人の約束と本人の信頼が一対となる選挙と代表の前提が崩れる。ここには不愉快な二者択一がある。有権者の非合理的投票に直面する政治家は、その願いを聞き入れつつ、最終的には裏切らないかぎり、有権者自身の暮らし向きを向上させることはできない。

しかしながら、私たちはここで、倫理一般としての約束違反と、政治倫理としての公約違反の差異に気づく。なぜなら、政治的文脈においては、政治家の公約違反を積極的に許容する余地が見出されるからである。代議制民主主義とは、政治家が有権者のために、有権者に代わって政策決定を行うという政治制度である。それゆえ、代理人である政治家を選出した段階で、実は代表する者とされる者のあいだには必然的にズレが生まれることになる。このズレこそ、

政治家の公約違反を許容する余地を生むのである。

約束代表と予期代表

筆者の意見は、代議制民主主義の両義性を捉えたものである。一方で、代議制民主主義は民意を政策選択にそのまま反映する制度ではない。なぜなら、政治家もまた判断する一個の人格であり、人民をそのまま再現する存在ではないからである。もし民意を政策選択にそのまま反映させたいと思えば、第一に直接民主主義を採用すればよく、技術的に不可能な場合、第二に統計的代表性を保持するように標本抽出すればよい。要するに、民意の反映が代議制民主主義の本旨であるならば、それは私たちに選挙よりも世論調査を命じるはずである。他方で、代議制民主主義においては、政治家と有権者がまったく切り離されているわけでもない。選挙に出馬する政治家は、有権者の意見を聞くふりをしつつも、あえてそれを反故にするのである。より直接的なパターナリズムを採用することは、やはり代議制民主主義と相容れない。例えば、もし温情的な独裁者の統治のように、両者の政治的関係が決定的に断絶しているのであれば、政治家が約束し、それを破るといった公約違反の倫理的是非は、そもそも存在しない擬似問題として消去されるだけであろう。

要するに、代議制民主主義における政治家は「部分的独立性」をもつところに特徴がある(Manin 1997: 163-7)。このように、政治家の有権者からの独立性を重視する考えは、代表制論のなかでも一定の地位を占めている。古典的に E・バークが論じたように(Burke 1996)、政治家は全国民の代表であり、必ずしも選挙民の意思に左右されるべきではなく、独立した判断を保つべきである。 J = J・ルソーの仮借ない代表制批判もまた、政治家と有権者の非同一性という同じ事態を裏面から捉えている。

こうした見解は、実際に有権者の投票行動に関する実証研究のなかで観察され、確認されてきた。戦後の初期投票行動研究においては、選挙時 t_0 に有権者が抱く選好を将来 t_1 に実現することを政治家に期待する「争点投票」がモデルとされてきた。ところが、1980年代以降に注目された「業績投票」モデルでは、

 t_0 の投票行動において、有権者は政治家の将来 t_1 よりも過去 t_{-1} に目を向け、政権担当中に政治家が実施した政策パフォーマンスに応じて投票先を決定する。有権者の投票は、将来の政策に対する期待ではなく、過去の政策に対する賞罰として機能するのである 5 。

こうした投票行動の多様性を踏まえて、J・マンスブリッジは幾つかの代表観念を区別している(Mansbridge 2003: 516-20)。一方で「約束代表」においては、有権者は政治家が将来的に行う政策内容とその公約を見て投票する。逆に政治家は、過去の有権者の支持を踏まえて政策を実施する(有権者 t_0 \rightleftarrows 政治家 t_1)。他方で「予期代表」においては、有権者は将来の政治家よりも過去の政治家を見て投票する。逆に政治家は、過去の有権者よりも将来の有権者の支持を見越して政策を実施する(政治家は、過去の有権者よりも将来の有権者の支持を見越して政策を実施する(政治家 t_{-1} \rightleftarrows 有権者 t_0)。前者が争点投票モデルに合致するのに対して、後者は業績投票モデルに合致する。

それゆえ、有権者が業績投票を行う程度に応じて、予期代表の観念のもとでは、公約違反のジレンマは回避可能である。有権者の信頼が選挙後の政治家の行動よりも選挙前のそれに依存するならば、逆に政治家は過去の約束に忠実であるよりも、善行をなすことで将来の有権者の信頼を維持できる。ここでは、忠実性か善行かという義務の二者択一は生じていない。政治家が次回の選挙を見据えて前回の選挙公約とは異なる政策を選択することは、民主主義からの逸脱というよりもその一側面となっている。

4 回避困難なジレンマ

まとめよう。本稿では、公約違反の規範的是非を問うために自律性、真実性、 忠実性の3つの観点を順次取り上げ、最後の忠実性の義務こそ、政治家の公約 違反に倫理的ジレンマをもたらすものであると論じた。公約違反は約束を成り 立たせる当の義務を傷つけるがゆえに、私たちは忠実性の侵害を倫理的に非難 せざるをえないのである。しかしながら、代議制民主主義の特徴を念頭に置く なら、私たちは政治家の公約違反に異なった光を当てることができる。代表制 のある種の観念によれば、政治家は過去の約束にそれほど固執することなく、 有権者の最善の利益を追求して政策選択すべきである。

筆者は公約違反が忠実性の侵害であることを否定しているわけではない。ただし予期代表のもとでは、有権者が選挙公約に重きを置かないのに比例して、政治家が選挙公約を守らないことの問題性もそれだけ軽くなるということである。とはいえ、民主主義のポピュリズム的実践が有権者の保護主義的傾向を招いている今日の状況下では、非合理的投票は前述した倫理的ジレンマに代わる新たなジレンマを生み出す。本稿では以下、たとえ予期代表観に立ったとしても、政治家の公約違反の問題性が最終的には解決されえないことを示そう。予期代表観とそれが依拠する業績投票の諸条件は、合理的非合理性を踏まえれば成り立たない公算が高いのである。

予期代表の前提

そもそも、戦後の投票行動研究が有権者の合理性の有無を確証するという課題を背負っていたことを想起しよう。それは、ミシガングループの研究結果による争点投票が少ないという問題提起以来、有権者の合理性をめぐって争点投票論争が巻き起こっていたことに示されている(Campbell et al. 1960; Nie et al. 1976)。業績投票論もまた、過去の業績評価という限られた側面については、有権者が合理的に振る舞うという点に力点があった。実際、業績投票モデルが登場した1980年代前後から、米国政治学では政治アクターの合理性を前提とした合理的選択理論が急速に普及し、その是非が大論争にまで発展している(Friedman 1996; Green and Shapiro 1994)。

具体的に、業績投票にあたって有権者に求められる第一の条件は選好の合理性である。業績投票は、誰が政権担当するかにかかわらず、自分と社会の状況を結果的にもっとも良くしてくれた政治家を高く評価することを意味している。第二の条件は判断の合理性である。例えば、政権はどのような政策とどのような成果を残したか、所与の環境のなかで、何ができ、何ができなかったか、政権の政策パフォーマンスに関して、誰にどの程度の責任があるかといった点に

ついて、客観的かつ中立的に評価しうることが、業績投票論の前提にある。

合理的非合理性は、こうした業績投票の諸条件を掘り崩す(Caplan 2007: 158-60/300-4; Somin 2013: 104-5/108-9)。前述したように、有権者の投票は信念の表出として用いられるようになる。もし個々の有権者が誤った信念による心理的満足を目指して行動するのであれば、将来の政策争点に関しても非合理的に投票するのと同様に、過去の業績評価に関しても非合理的に投票するであろう。もしそうだとすれば、投票の力点を将来から過去へと移したところで、事態はまったく改善しないことになる。

実際,有権者の業績評価にはかなりのバイアスが生じていることが確認されている(Achen and Bartels 2016: chs. 4-5)。誤った信念に固執する有権者は,自分が支持する政治家については何であれ肯定的に評価し、自分が反対する政治家については何であれ批判的に評価する傾向がある。また,誤った信念は政治家の政権担当能力を過大評価したり,逆に過小評価したりする傾向をもたらすであろう。例えば、突発的な天災や世界同時不況により現政権の評価が下がるなら、それ自体は政権の業績に対する正しい評価とは言えない。

公約違反の罪と罰

合理的非合理性が有権者側の業績投票を困難にするのであれば、同様に政治家側の公約違反もまた困難にする。予期代表は、政権担当中に政治家と有権者のあいだの教育的相互作用を通じて、有権者の選好が時間とともに変容することを前提としている(Mansbridge 2003: 516-20)。もしある選挙時と次の選挙時のあいだで有権者の選好が変容しなければ、結局過去の有権者と将来の有権者は同一のままなので、約束代表と予期代表の実質的な違いは消失してしまうであろう。しかしながら、誤った信念による心理的満足を追求する有権者は、教育が当事者の合理性を高めることを目指すかぎり、そもそも教育的効果を受けにくい人々である。

それゆえ、政治家はやはりジレンマに囚われたままである——すなわち、善 行を避けて有権者から支持されるか、それとも善行をなして有権者から非難さ れるか。ここに、合理的非合理性が突きつける根深い矛盾がある。本稿の出発 点は、非合理的投票に直面して、政治家が公約を破ることは許されるかという 問いであった。しかしながら、非合理的投票は政治家の公約違反をより必要と するにもかかわらず、同時に政治家の公約違反をより困難にするのである。以 上を踏まえると、公約違反の代償が依然としてそれほど小さくないことが分か るであろう。

とはいえ、こうしたジレンマの発生は、あくまでも合理的非合理性を前提としたうえでの悲観的観測にすぎない⁶。そこで次節では、政治家の公約違反が実際に何をもたらしたかに関する具体例として、オバマ大統領の大統領選とその通商政策を取り上げよう。この事例を取り上げる理由は、第一に、彼が衰退産業保護と引き換えに自由貿易体制を批判したという点、第二に、彼が政権発足後まもなく反保護主義的姿勢に転じたという点で、経済学の基本原則に照らせば非合理的な選挙公約とその違反の好例だからである⁷。

5 事例研究

米国の通商政策においては、1980年代のレーガン政権以降、自由貿易論と公正貿易論が論争の機軸をなしてきた。産業界からの支持を受ける共和党が自由貿易を推進するのに対して、ニューディール政策以来労働組合からの支持を受ける民主党は、公正貿易の観点から自国産業保護を主張していた(Krueger 1995: chs. 2-3)。ただし、ニューデモクラット運動を政治的背景とするB・クリントン政権以降、民主党内部でも自由貿易論と公正貿易論のあいだに意見の齟齬も生じている。オバマ政権発足に先立ち、連邦議会ではすでに2006年以降上下院で民主党が過半数を確保しており、保護主義へと傾斜を強めていた。

オバマ政権の通商政策

2008年大統領選時、オバマ、H・クリントンといった民主党候補は揃って自由貿易体制の見直しを表明した。当時の主要政治課題は、サブプライムローン

危機, リーマンショックといった一連の金融危機が引き起こした深刻な経済不況であった。共和党候補がFTAを含む自由貿易体制の推進が国民の雇用を確保すると主張したのに対して、民主党候補は雇用の改善のためにこそ国内産業保護が必要だと主張した。オバマは、製造業に大きく依存する五大湖周辺のラストベルトに位置するオハイオ州クリーブランドの民主党討論会(2008年2月)で、クリントン政権の実績のひとつであった NAFTA の見直し交渉に入る方針を表明した。

当選後、オバマ政権に入閣した布陣は、意外なほど自由貿易論に近い陣営であった。国家経済会議のL・サマーズ委員長、J・ファーマン副委員長、T・ガイトナー財務長官などは、こぞってクリントン政権下で財務長官を務めたR・ルービンに近いグローバル自由主義志向の強い人物である。この時点で、オバマが選挙中に訴えていた保護主義的姿勢が後退しつつあったことは明白である8。ただし、当時のオバマ政権の主要課題は景気対策、医療保険改革、気候変動対策などであり、通商政策自体の比重が相対的に軽かったことは否めない。

オバマが最初に直面した通商問題が、景気対策法に連邦議会が盛り込んだ「バイアメリカン条項」であった。これは、2年間という一時的措置として公共事業で米国製品の使用を義務づける内容で、下院案では鉄鋼製品が対象となり、上院案では全製造業にまで拡大された。問題は、これが明らかに経済を委縮させかねない法案であったことである。国内産業を保護するという建前にもかかわらず、同条項は貿易相手国に同様の保護主義的姿勢を呼び起こし、より深刻な経済損失をもたらすとの試算が専門機関により示されていた(Hufbauer and Schott 2009)。

早速オバマは、開かれた通商政策を訴え、選挙公約からの逸脱を明確にした。連邦議会が推し進めていたバイアメリカン条項に対して反対する考えを示したのである。最終的に同条項は、「国際協定に反しない形で適用する」との修正が加わって成立する(朝日新聞2009年2月15日付)。これは、大統領側と保護主義的姿勢の強い連邦議会側の妥協の産物でもあった。実際オバマは、より優先度

の高い政策推進との引き換えに,中国製タイヤ輸入に対するセーフガードを発 動するなど,連邦議会側と歩調を合わせることも少なくなかった。

景気浮揚が功を奏さず、失業率の回復が見られないなか、オバマは2010年1月の一般教書演説で国家輸出構想を掲げ、2009年から5年間に輸出を倍増させ、2百万人の雇用を創出する計画を打ち出した。2012年には、前政権から進められていた韓国、コロンビア、パナマとの二国間FTAの発効に漕ぎつけた。第2期オバマ政権は、代わって連邦議会で優勢となった共和党と合致する通商政策に目を向け、自由貿易を推進する姿勢を一層鮮明にする。2015年には、通商政策の集大成として、世界のGDPの約4割、人口8億人規模の巨大市場を創出するTPPの大筋合意に至った。

公約違反の帰結

オバマ政権の通商政策はどのように説明されるであろうか。政策方針の転換は、明らかに当初の支持者に対する忠実性の侵害である。しかし問題は、それが代議制民主主義の特徴に鑑みて許容しうるものであったかどうかということである。政権が掲げた国家輸出構想は、その結果達成には届かなかったものの、サービス貿易を除いて1.5倍近くの伸びを達成した(山田 2015)。米国の貿易依存度は世界的に見れば決して高いものではないが、それでもオバマ政権開始時点の対 GDP 貿易比率は約30%に達している。選挙公約に左右されず、保護主義から自由貿易へと舵を切った政策判断は、約束代表よりも予期代表に近いものであったと判断できる。

確かに、オバマ政権下の民主党は、ティーパーティのような草の根保守運動の批判を集め、2010年中間選挙で大敗した。しかし、批判の中心はブッシュ減税の撤廃やオバマケアの導入などの大きな政府路線の是非であり、保護主義からの転換にあるわけではなかった。実際、2012年のアメリカ大統領選では、民主党候補も共和党候補も一様に自由貿易の推進を唱えているし、そもそも通商政策が重要な争点とは見なされなかった(Stokes 2012)。この意味で、「2012年現在、大統領はこの違約のための政治的な損失をほとんど受けていない」とい

う評価は、その時点では妥当であったかもしれない(Somin 2013: 59/61)。

ただし、オバマの公約違反は長期的に重大な帰結を生み出した。保護主義から自由貿易への転進は、民主党そのものの地盤沈下を招いたのである。2008年にオバマに喝采を送った労働組合を中心とする有権者層は、2016年大統領選では TPP や NAFTA を猛烈な口調で攻撃するトランプ候補を支持した⁹。とりわけ、ラストベルトは伝統的に民主党の票田であったが、トランプ候補がこの地域の大半を制したことは選挙結果を大きく左右した。オバマ政権の8年間、経済成長率は2%台に回復し、失業率も半減するなど、相応の成果を残してきた。にもかかわらず、その業績は有権者の理解を十分に得られなかったと考えざるをえない¹⁰。

ここに、公約違反の根源的なジレンマが残っている。オバマ政権下の民主党は保護主義路線を転換し、伝統的な有権者からの支持を失った。代わって保護主義的姿勢を前面に打ち出したトランプ大統領も、同様の問題に向き合うことになる。当選後、就任演説で「保護が、大いなる繁栄と強さをもたらすのです」と謳ったトランプは、公約どおり公務初日に TPP からの離脱を決定したが、問題はそれに代わる有効な経済政策を実施できるかどうかである¹¹。2020年現在、感染症が拡大し、米中貿易戦争が深刻化するなかで、米国の有権者がトランプ流の自国第一主義に対していかなる評価を下すかが焦点となるであろう。

* * *

以上本稿では、合理的非合理性の現象を前提とするなら、政治家は公約違反に訴えるべきかどうかを検討してきた。明らかにした知見は以下のとおりである。

- ・有権者の非合理的投票は、政治家の公約違反をより必要とする。
- ・公約違反は忠実性の侵害という点で不正であり、非難されるべきである。

- ・ただし、代議制民主主義の特徴に鑑みれば、政治家の公約違反は許容される 余地がある。
- ・にもかかわらず,有権者の非合理的投票は,政治家の公約違反をより困難に する。

公約違反に固有の不正性は、自律性の侵害や真実性の侵害ではなく、忠実性の侵害にあった。それは約束と信頼の基礎を傷つける点で自壊的でありうるからである。民主主義社会は公約を破る政治家を嫌悪し、批判し続けなければならない。ただし、公約違反が実際に自壊的であるかどうかについては、予期代表の見地から別の見方もある。本稿では最後に、オバマ大統領の通商政策を事例として、この問いに取り組み、少なくともこの事例において、公約違反は一定の成果を残したものの、その根源的なジレンマを解消していないと結論づけた。

本稿の結論の見通しは明るいものではない。公約違反のジレンマを解消するためには、合理的非合理性それ自体を克服するか、合理性の水準を緩めるしかないのではないか。少なくとも、集団的飢饉や大量殺人のような政治的大失敗に対して、有権者は「大雑把な正義」を下すことができる(Achen and Bartels 2016: 92, 144-5; Somin 2013: 103/107)。こうした不正義を引き起こさなかったという消極的意味でなら、政策パフォーマンスは正当に評価されるであろう。もしこれ以上の積極的評価を目指そうとするなら、合理的非合理性の改善が見込めないかぎり、他の論者が示唆するように(第1節)、民主主義の戦線縮小に踏み切るのが残された出口であるかもしれない。

選挙と代表という現今の代議制民主主義のもとでは、政治家は何を覚悟すべきか。恐らく政治家は、ジレンマ状況の只中で、公約を破り、善行をなし、その結果として支持率の低下や落選といった政治的罰を受けることを甘受しなければならない。政治家は、有権者の非合理的投票に直面して、ときに公約違反を犯す政治責任を負っている。もしその非合理性にただ追従するだけなら、それこそ責任倫理の欠如が批判されるであろう。政治家はある意味で、選挙時の

非合理的投票を政権担当中に濾過するフィルターとして機能する。今日,政治という職業は M・ヴェーバーがかつて記述した以上に悲劇的なのである。

- 1 有益な概観としては、石川・椋・菊地 2013; 椋 2020を参照。
- 2 嘘と約束違反の違いに関する別の説明としては, Kimel 2003: 22-7; Scanlon 1998: ch. 7 sec. 7を参照。
- 3 例えば、Hume 1888: bk. 3 pt. 2 sec. 5や Rawls 1971: sec. 52の「実践的見解」に対して、Scanlon 1998: ch. 7が「期待理論」を提示し、両者のハイブリッド的見解も提案されている。論争の概観として、Heuer 2012; Owens 2013を参照。本稿が注目する約束と信頼の関係は、Friedrich and Southwood 2011が提示する「信頼的見解」に近い。
- 4 この議論を敷衍すれば、I・カントの道徳哲学における嘘と約束違反の違いを、より明瞭に理解することができる。カントの定言命法は、「普遍的法則の定式」と「人間性の定式」という一見して異なった形式で示される。カントは『基礎づけ』において、嘘の約束は普遍的法則の定式に反するがゆえに非道徳的であると説明する(カント 1976:42-5)。ただし、そこで証明されたのは嘘の約束であって嘘それ自体ではない。実際、「嘘」論文で取り上げられた嘘それ自体については、普遍的法則の定式のみでは非道徳的であることが証明できず、人間性の定式への訴えを必要とすることが指摘されている(Korsgaard 1986: 328-34)。
- **5** 業績投票は Fiorina 1981が米国選挙の実証研究を通じて体系化したが、その着想は Key 1966の賞罰投票モデルに遡り、Schumpeter 1942のエリート民主主義論にまで 辿ることができる。
- 6 公共選択論から見た別の観測としては、Bischoff and Siemers 2013を参照。
- 7 以下の記述にあたっては、桜内 2010; 西山 2016; 藤木 2017: 9章などを参照した。
- 8 当選後、オバマは初外遊先としてカナダを訪問し、NAFTA 見直しを宣言した大統領選時とは裏腹に、「世界は経済危機に陥っている。(米国は世界に)保護主義のサインを送らないよう、気をつけなければならない」と発言した(読売新聞2009年2月24日付)。
- 9 それどころか、オバマ政権の国務長官時代に TPP を自ら推進したクリントン候補で さえ、交渉を見直す立場をとらざるをえなかった。
- 10 大統領選挙の出口調査によると、米国経済の状況について、「良い」と答えた割合が36%に対して、「悪い」と答えた割合は62%にのぼり、そのうち半数以上がトランプ候補に投票している(CNN 2016)。
- **11** 試算によれば、TPP は米国経済全体の規模と比較すれば大きくはないが、一定のGDP 成長をもたらし、その恩恵の41%を熟練労働者が、25%を非熟練労働者が与かるはずであった(United States International Trade Commission 2016: 90)。

引用・参考文献

- Achen, Christopher H. and Larry M. Bartels (2016). *Democracy for Realists: Why Elections Do Not Produce Responsive Government*. Princeton: Princeton University Press.
- Baier, Annette (1986). "Trust and Antitrust." Ethics 96/2: 231-60.
- Beauchamp, Tom L. and James F. Childress (2001). *Principles of Biomedical Ethics*, 5th ed. New York: Oxford University Press. (立木教夫·足立智孝監訳『生命医学倫理 第 5 版』麗澤大学出版会, 2009年)
- Bischoff, Ivo and Lars-H. R. Siemers (2013). "Biased Beliefs and Retrospective Voting: Why Democracies Choose Mediocre Policies." *Public Choice* 156/1–2: 163–80.
- Bok, Sissela (1978). Lying: Moral Choice in Public and Private Life. New York: Pantheon Books. (古田暁訳『嘘の人間学』 TBS ブリタニカ, 1982年)
- Brennan, Jason (2016). Against Democracy. Princeton: Princeton University Press.
- Burke, Edmund [1774] (1996). "Speech at the Conclusion of the Poll." In *The Writings and Speeches of Edmund Burke, vol. 3: Party, Parliament, and the American War 1774–1780*, eds. Warren M. Elofson, John A. Woods and William B. Todd. Oxford: Oxford University Press: 63–70. (「ブリストルの選挙人に対しての演説」中野好之編訳『バーク政治経済論集 保守主義の精神』法政大学出版局, 2000年, 158–66頁)
- Campbell, Angus, Philip E. Converse, Warren E. Miller and Donald E. Stokes (1960). The American Voter. New York: John Wiley & Sons.
- Caplan, Bryan (2007). The Myth of the Rational Voter: Why Democracies Choose Bad Policies. Princeton: Princeton University Press. (長峯純一・奥井克美監訳『選挙の経済学――投票者はなぜ愚策を選ぶのか』日経 BP, 2009年)
- Cliffe, Lionel, Maureen Ramsay and Dave Bartlett (2000). *The Politics of Lying: Implications for Democracy*. Basingstoke: Macmillan.
- CNN (2016). "Exit Polls." November 23, 2016. http://edition.cnn.com/election/results/exit-polls (2020年10月4日にアクセス)
- Coady, C. A. J. (2008). *Messy Morality: The Challenge of Politics*. Oxford: Clarendon Press.
- Cohen, Carl (1971). Democracy. Athens, G.A.: University of Georgia Press.
- Fiorina, Morris P. (1981). Retrospective Voting in American National Elections. New Haven: Yale University Press.
- Friedman, Jeffrey (ed.) (1996). The Rational Choice Controversy: Economic Models of Politics Reconsidered. New Haven: Yale University Press.
- Friedrich, Daniel and Nicholas Southwood (2011). "Promises and Trust." In *Promises and Agreement: Philosophical Essays*, ed. Hanoch Sheinman. New York: Oxford University Press: 275–92.
- Green, Donald P. and Ian Shapiro (1994). Pathologies of Rational Choice Theory: A

- Critique of Applications in Political Science. New Haven: Yale University Press.
- Heuer, Ulrike (2012). "Promising, part 1 and part 2." *Philosophy Compass* 7/12: 832–51.
- Hufbauer, Gary Clyde and Jeffrey J. Schott (2009). "Buy American: Bad for Jobs, Worse for Reputation." *Peterson Institute for International Economics Policy Brief* 09/2: 1–11.
- Hume, David [1739-40] (1888). A Treatise of Human Nature, ed. L. A. Selby-Bigge. Oxford: Clarendon Press. (伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳『人間本性論 3――道徳について』法政大学出版局, 2012年)
- Key, Jr., V. O. (1966). The Responsible Electorate: Rationality in Presidential Voting, 1936–1960. Cambridge, M.A.: Belknap Press of Harvard University Press.
- Kimel, Dori (2003). From Promise to Contract: Towards a Liberal Theory of Contract. Oxford: Hart.
- Korsgaard, Christine M. (1986). "The Right to Lie: Kant on Dealing with Evil." *Philosophy and Public Affairs* 15/4: 325–49.
- Krueger, Anne O. (1995). American Trade Policy: A Tragedy in the Making. Washington, D.C.: AEI Press. (星野岳穂・中村洋・小滝一彦訳『アメリカ通商政策と自由貿易体制』東洋経済新報社, 1996年)
- Manin, Bernard (1997). The Principles of Representative Government. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mansbridge, Jane (2003). "Rethinking Representation." *American Political Science Review* 97/4: 515–28.
- Nie, Norman H., Sidney Verba and John R. Petrocik (1976). *The Changing American Voter*. Cambridge, M.A.: Harvard University Press.
- Owens, David (2013). "Promises." In *The International Encyclopedia of Ethics*, vol. 7, ed. Hugh LaFollette. Malden: Wiley–Blackwell: 4143–55.
- Rawls, John (1971). *A Theory of Justice*. Cambridge, M.A.: Belknap Press of Harvard University Press. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊國屋書店, 2010年)
- Samuelson, Paul A. [1969] (1972). "The Way of an Economist." In *The Collected Scientific Papers of Paul A. Samuelson*, vol. 3, ed. Robert C. Merton. Cambridge, M.A.: MIT Press: 675–85. (山根太郎訳「経済学者の道」篠原三代平・佐藤隆三編『サミュエルソン経済学体系 9 リカード、マルクス、ケインズ……』勁草書房、1979年、344–60頁)
- Scanlon, Thomas M. (1998). What We Owe to Each Other. Cambridge, M.A.: Harvard University Press.
- Schumpeter, Joseph A. (1942). *Capitalism, Socialism and Democracy*. London: George Allen & Unwin. (大野一訳『資本主義,社会主義,民主主義 1 · 2』日経 BP,

2016年)

- Searle, John R. (1969). Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language. Cambridge: Cambridge University Press. (坂本百大・土屋俊訳『言語行為――言語哲学への試論』勁草書房, 1986年)
- Somin, Ilya (2013). Democracy and Political Ignorance: Why Smaller Government Is Smarter. Stanford: Stanford University Press. (森村進訳『民主主義と政治的無知――小さな政府の方が賢い理由』信山社, 2016年)
- Stokes, Bruce (2012). "Trade? Who Cares?" The German Marshall Fund of the United States. May 10, 2012. http://www.gmfus.org/archives/trade-who-cares/ (2020年10月4日にアクセス)
- United States International Trade Commission (2016). Trans-Pacific Partnership Agreement: Likely Impact on the U.S. Economy and on Specific Industry Sectors. https://www.usitc.gov/publications/332/pub4607.pdf (2020年10月4日にアクセス)
- Veatch, Robert M. (2003). *The Basics of Bioethics*, 2nd ed.. Upper Saddle River: Prentice Hall. (品川哲彦監訳『生命倫理学の基礎』メディカ出版, 2004年)
- 石川城太・椋寛・菊地徹(2013)『国際経済学をつかむ 第2版』有斐閣。
- カント (1976) 『道徳形而上学原論 改訳』篠田英雄訳, 岩波文庫。
- 桜内政大(2010)「米国の通商政策」眞銅竜日郎・桜内政大編『米国経済の基礎知識 ——超大国の実像とオバマ大統領の政策』ジェトロ,144-79頁。
- 西山隆行(2016)「アメリカ――自由貿易への支持低下と党派対立」大矢根聡・大西裕編『FTA・TPPの政治学――貿易自由化と安全保障・社会保障』有斐閣,75-96頁。
- 藤木剛康(2017)『ポスト冷戦期アメリカの通商政策——自由貿易論と公正貿易論をめ ぐる対立』ミネルヴァ書房。
- 椋寛(2020)『自由貿易はなぜ必要なのか』有斐閣。
- 山田良平 (2015) 「米国——輸出倍増計画は何だったのか」『ジェトロセンサー』 2015年 8月号,58-9頁。
- *本稿は、CAPE Workshop: Diversity and Trust (2017年10月22日、京都大学)の機会で報告した原稿をもとにしている。報告時の質疑応答において参加者の方々より有益なご批判・コメントを頂いたことに感謝申し上げたい。